

第40号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年3月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例
神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。
第2条第52号の次に次の1号を加える。

(52の2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の
開設の許可の申請に対する審査 1件につき 4万1,000円

第2条第53号中「(昭和23年法律第205号)」を削る。

第2条第54号の次に次の1号を加える。

(54の2) 医療法第27条の規定に基づく病院の構造設備についての検査

1件につき 4万3,000円

第2条第56号の2を同条第56号の3とし、同条第56号の次に次の1号を加える。

(56の2) 医療法第27条の規定に基づく病院の構造設備についての検査に代わる
申請者による自主検査の結果の届出に対する審査

1件につき 8,500円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(52) 略

(53) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査

1件につき 1万8,000円

(54) 略

(55), (56) 略

(56の2) 医療法第27条の規定に基づく診療所又は助産所の構造設備についての検査に代わる申請者による自主検査の結果の届出に対する審査 1件につき 3,600円

(52の2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査

1件につき 4万1,000円

(54の2) 医療法第27条の規定に基づく病院の構造設備についての検査

1件につき 4万3,000円

(56の2) 医療法第27条の規定に基づく病院の構造設備についての検査に代わる申請者による自主検査の結果の届出に対する審査

1件につき 8,500円

(56の3)